

# 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の在り方について（答申）の概要

## 第1 条例の在り方の基本的考え方

県の消費者行政は、昭和52年に制定された「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」の枠組みの下に展開されてきた。

しかし、近年、急速な高齢化やIT化、経済情勢の変化、地球環境問題の深刻化など消費者を取り巻く環境は大きく変化している。

また、県の消費生活相談窓口寄せられる相談件数は毎年大幅な増加傾向にあり、しかも有料サイトを利用したことによる不当な債務の請求に関する相談が増大するなど、消費者問題は条例制定時と比べ、多様化、悪質化している。

こうした状況に対応し、より一層県民の安全・安心な暮らしを確保するために、条例を全般的に見直し、各種消費者施策を充実・強化していく必要がある。

なお、県において条例を見直すに当たっては、特に次の項目に重点をおいて対応するべきである。

- 1 消費者施策推進上の理念として消費者の権利を明確に位置付けること
- 2 不当な取引行為にかかる規制を拡大・強化すること
- 3 消費者苦情処理委員会の機動的な運営体制を整備すること

## 第2 期待する条例の在り方

### 1 基本理念について

(1) ①消費者の安全が確保されること、②不当な取引行為を行わせないこと、③適正な表示により選択すること、④不当に被った被害から救済されること、⑤消費者の意見が反映されること、⑥必要な情報が提供されること、⑦消費者教育を受けること、⑧消費者団体を組織することを「消費者の権利」として確立することを明確にすること。

(2) 消費者の自立の支援、事業者の適正な事業活動の確保と消費者の特性への配慮、環境への配慮について明確にすること。

### 2 不当な取引行為の規制について

(1) 事業者と消費者との間の取引における不当な取引行為（8行為類型、41行為内容）の禁止について明確にすること。

(2) 不当な取引行為に関する調査や是正勧告について明確にすること。また、不当な取引行為により相当多数の消費者被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、事業者名など必要な情報を提供することを明確にすること。

### 3 消費者苦情処理委員会について

現行の消費者苦情処理委員会を消費生活審議会に統合し、消費生活審議会に「消費者苦情処理部会（仮称）」を設置することにより機動的な運営体制とすること。

### 4 定義について

消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、商品、役務について明確にすること。

### 5 県の責務について

消費者の権利の確立、県民の意見の反映、施策決定過程の公正及び透明化、環境に及ぼす影響への配慮などについて明確にすること。

### 6 事業者の責務について

消費者の権利の確立、消費者の安全及び消費者との取引における公正の確保、環境の保全、消費者の信頼の確保などについて明確にすること。

### 7 消費者の役割について

現行の「消費者の役割」を「消費者の責務」に改め、県の施策及び事業者の事業活動に関して意見を表明すること、環境に及ぼす影響に配慮することについて明確にすること。

### 8 危害の防止について

消費者の安全の確保を消費者の権利として明確にすることに対応し、規定全体を「危害の防止」から「安全の確保」という視点で見直すこと。

### 9 消費者教育の推進について

県は、学校、地域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実することを明確にすること。

### 10 事業者団体の自主的な活動の促進について

県は、事業者団体が行う自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずることを明確にすること。

### 11 消費者団体の自主的な活動の促進について

県は、消費者団体が行う消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明など自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずることを明確にすること。

### 12 国の機関又は他の地方公共団体との相互協力について

県は、国の機関や他の地方公共団体への情報提供や調査の実施について相互に協力して取り組むことを明確にすること。

## 第3 期待する県基準の在り方

### 1 美容料金店頭表示基準について

県基準として規制するのではなく、今後、県としては、美容業者団体などが自主的に基準を設けられるよう、助言などの側面的な支援に努めること。

### 2 訪問販売等に関する取引基準について

当該基準は、前記2の不当な取引行為の中に包含し規定すること。

福島県消費生活審議会の審議経過

- 第1回審議会（平成15年9月22日）  
知事から、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の在り方について」の諮問を受け、専門部会において専門的に調査審議することとした。
- 第1回専門部会（平成15年10月24日）  
今後の審議・運営及び不当な取引行為にかかる規制について審議した。
- 第2回専門部会（平成15年11月27日）  
不当な取引行為にかかる規制について審議した。
- 第3回専門部会（平成15年12月19日）  
不当な取引行為にかかる規制及び福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の在り方について審議した。
- 第4回専門部会（平成16年1月23日）  
審議会に報告する審議会答申（素案）について審議した。
- 第5回専門部会（平成16年2月25日）  
審議会に報告する審議会答申（案）について審議した。
- 第2回審議会（平成16年3月1日）  
専門部会から審議会答申（案）の報告を受け、結審した。
- 知事へ答申（平成16年3月9日）  
知事へ「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の在り方について」答申した。

消費生活審議会委員名簿

(任期：平成14年7月4日～平成16年7月3日)		
	氏名	職業・役職
学識経験者	荒木 貢	弁護士
	菅野 健二	福島民友新聞株式会社取締役編集局長
	新開 文雄	弁護士
	高瀬 雅男 (会長)	福島大学教授
	渡辺 哲 (会長代理)	福島学院短期大学助教授
	渡辺 義男	株式会社福島民報社取締役論説委員長
消費者	小林 智子	福島県生活学校連絡協議会監事
	根本 章子	福島県生活協同組合連合会理事
	羽田 博子	福島県消費者団体連絡協議会会長
	満井 みさ子	公募（消費生活アドバイザー）
	武藤 智子	財団法人福島県婦人団体連合会
事業者	長田 茂子	福島県生活衛生同業組合連合会理事
	菊地 勝久	全国農業協同組合連合会福島県本部長
	関場 光雄	福島県商工会議所連合会幹事・事務局長
	佐藤 伸一	日本チェーンストア協会東北支部事務局長
	宮前 弘	福島県商工会連合会専務理事
16名		

福島県消費生活審議会専門部会委員名簿

(任期：平成15年9月～平成16年3月)		
	氏名	職業・役職
	荒木 貢	弁護士

学 識 経 験 者	新開 文雄 (部会長代理)	弁護士
	渡辺 哲 (部会長)	福島学院短期大学助教授
消 費 者	羽田 博子	福島県消費者団体連絡協議会会長
	満井 みさ子	公募(消費生活アドバイザー)
事 業 者	菊地 勝久	全国農業協同組合連合会福島県本部長
	宮前 弘	福島県商工会連合会専務理事
	7名	